			六　積載場所の通気口には、火炎防止金網を装備すること。 七　硫黄華（硫黄の微粉のみで構成される物質）はばら積みして運送しないこと。 八　積載場所を通風する場合は、貨物の表面のみを通風すること。 九　積載場所のビルジは定期的に排出すること。 十　積載場所及び貨物又は当該貨物の粉じんに接触したおそれのある構造物の掃き掃除を禁止すること。 十一　積載場所及び貨物又は当該貨物の粉じんに接触したおそれのある構造物は、清水で洗い流した後、乾燥させること。 十二　清掃に従事する者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
	亜鉛灰 UN1435 ［亜鉛ドロス UN1435］ ［亜鉛残さ UN1435］ ［亜鉛滓 UN1435］	ZINC ASHES UN1435	一　食品及び腐食性物質（液体）と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 二　積載場所は清浄かつ乾燥した状態であること。 三　貨物を乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において船積みをしないこと。 五　船積み中は、船積みを行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七　濡れた貨物は船積みしないこと。 八　積載場所及び当該場所に隣接する区画における喫煙及び火気使用工事その他の着火源を発生する作業を禁止すること。 九　航海中は積載場所を機械式通風装置を用いて連続して通風すること。ただし、当該通風により爆発その他の危険が生じる場合には、この限りではない。 十　陸揚げ前に積載場所を機械式通風装置を用いて通風すること。 十一　積載場所の空気中の水素濃度を計測するための防爆型の機器を船舶に備え、航海中定期的に計測し、計測記録を船内に保管すること。 十二　陸揚げ後は、積載場所を水を使用せずに十分に清掃すること。
酸化性物質	硝酸アルミニウム UN1438	ALUMINIUM NITRATE UN1438	一　食品と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 二　積載場所は清浄かつ乾燥した状態であること。 三　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において荷役作業をしないこと。 五　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
	硝酸アンモニウム UN1942 （可燃物（炭素として計算される有機物を含む。）の含有率が0.2質量％以下であって、他の添加物を含まないもの。）	AMMONIUM NITRATE UN1942 with not more than 0.2% total combustible material, including any organic substance, calculated as carbon to the exclusion of any other added substance	一　積載場所に熱源又は発火源を置かないこと。 二　可燃性物質（液体）、塩素酸塩、塩化物、亜塩素酸塩、次亜塩素酸塩、亜硝酸塩、過マンガン酸塩又は綿その他の繊維状の物質と一船倉又は一区画以上離して積載すること。 三　前号の物質以外の物質と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 四　積載場所と機関室の間の隔壁はＡ60級であること。ただし、貨物を当該隔壁から水平距離で３ｍ以上離して積載する場合には、この限りでない。 五　積載場所は清浄かつ乾燥した状態であること。 六　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 七　雨中において荷役作業をしないこと。 八　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 九　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 十　貨物の温度が40℃を超える場合は、船積みしないこと。 十一　船積み前に、船長は荷送人から、要件を満たす貨物であることを示す書面の提出を受けること。 十二　積載場所に設置する電気器具は防爆型のものとするか、又はヒューズ以外の手段により絶縁された状態とすること。 十三　甲板及び積載場所における喫煙を禁止し、その旨を目立つ場所に表示すること。 十四　荷役作業中は、燃料油の補給を禁止すること。 十五　荷役作業中は、積載場所に隣接する区画（機関室を除く。）における燃料油の移送を禁止すること。 十六　やむを得ない場合を除き、貨物の固定及び保護のための設備として燃えやすい物を使用しないこと。 十七　荷役作業中は、消火ホースを直ちに使用できる状態にしておくこと。 十八　積載場所以外の船倉その他の閉鎖された区画に貨物が入ることを防止するための措置をとること。 十九　積載場所及び当該場所に近接する区画における裸火の使用及び火気使用工事その他の着火源を使用する作業を禁止すること。 二十　積載場所のハッチは、非常時に開放できる状態とすること。 二十一　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 二十二　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 二十三　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 二十四　航海中は積載場所を通風しないこと。 二十五　積載場所のハッチは風雨密であること。